

平成19年度 養父市職員の採用候補者試験について

■試験職種、採用予定人員／一般行政職＝1名、保健師＝1名、消防職＝1名

■受験資格／職種ごとに次の要件をすべて満たす者

①一般行政職・保健師＝昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人。保健師については、保健師免許を有する人または平成19年3月31日までに同免許を取得する見込みの人。②消防職＝(1)昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、採用後に養父市内に住所を有する人。(2)消防士として勤務することができる体力を有する身体強健な人。(3)普通自動車運転免許証を有する人または平成19年3月31日までに同免許を取得する見込みの人。(平成19年4月1日における満年齢が20歳以上の人)

■受験手続き／①申込用紙は、養父市役所及び各地域局で交付します。申込用紙を郵便で請求する場合は、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。②申込書に必要な事項を記入のうえ、養父市役所へ提出し、受験票を受領してください。

※各地域局では受け付けしませんので、注意してください。

■受付期間／平成18年7月21日(金)から同年8月10日(木)まで(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

※郵送の場合は、8月10日(木)までに着信したものに限り受け付けます。

■試験実施日／平成18年9月17日(日)

■お問い合わせ／養父市役所総務課職員係(☎662-3161)

養父市役所本庁舎 ☎662-3161(代)

<総務部>

- 総務課、財政課 ☎662-3161(代)
- 財産管理室 ☎662-2899
- 税務課 ☎662-3164

<政策監理部>

- 企画政策課・行革推進室 ☎662-7602
- 八鹿振興課 ☎662-7601

- 秘書広報課 ☎662-3161(代)

<市民生活部>

- 市民課 ☎662-3163
- 健康課 ☎662-3165

<福祉部>

- 福祉課 ☎662-3162
- 人権推進課 ☎662-6142
- 介護保険課 ☎662-7603
- 福祉事務所 ☎662-3348

<出納室>

- 会計課 ☎662-7604
- 議会議務局 ☎665-6800

養父地域局舎 ☎664-0281(代)

- 地域局振興課 ☎664-0281(代)
- 地域局市民課 ☎664-0282
- 農業委員会事務局 ☎664-1450

<都市整備部>

- 都市計画課 ☎664-1981
- 用地課 ☎664-1982
- 管理課 ☎664-1983
- 工務課 ☎664-1984

<産業経済部>

- 農林整備課 ☎664-0284
- 農政共済課 ☎664-1451
- 商工観光課 ☎664-0285
- 地籍調査課 ☎664-1410

<企業局>

- 水道事業所 ☎664-1470
- 下水道課 ☎664-1629
- 衛生公園 ☎664-2010

<教育委員会>

- 教育総務課 ☎664-1490
- 学校教育課 ☎664-1627
- 社会教育課 ☎664-1628

大屋地域局舎 ☎669-0120(代)

関宮地域局舎 ☎667-2331(代)

- 地域局振興課 ☎667-3500
- 地域局市民課 ☎664-3502
- 地域局産業建設課 ☎664-3501

募集

就業資格取得講習会等の参加者募集

※次の講習会等に関するお問い合わせは、但馬労働基準協会(☎079612413879)へお願いします。

▼学科日程／とき 8月5日(土)午前9時、ところ 県立但馬技術大学校

▼実技日程／とき 8月6日(日)午前9時、ところ 県立但馬技術大学校

▼申込締切／7月28日(金)

▼学科・実技日程／とき 8月9日(水)午前9時、ところ 県立但馬技術大学校

市営霊苑の霊域使用者を募集します

市では、市営3霊苑の霊域使用者を募集しています。

個人での墓地設置はできませんので、市営墓地をご利用ください。

▼募集霊苑および所在地

●大徳霊苑(八鹿町米里60811)

●大塚霊苑(大塚4317)

●大屋富士霊苑(大屋町大屋市場98511他)

▼お問い合わせ／養父市役所市民生活部市民課(☎66213163)、または各地域局市民課

▼お問い合わせ／養父市役所市民課(☎66213163)、または各地域局市民課

(日)・23日(土)・24日(日)午前8時、ところ 神鋼アクトック(株)日高工場

自衛官を募集します

▼種目／①防衛大学校学生(一般)、②防衛医科大学校学生

生、③航空学生、④看護学生

⑤一般曹候補学生、⑥曹候補生、⑦2等陸海空士

▼応募資格／①③④ 高卒(見込含)21歳未満の者、②④ 高卒(見込含)24歳未満の者、⑤ 18歳以上24歳未満の者、⑥⑦ 18歳以上27歳未満の者

▼受付期間／①②④⑤ 9月8日(金)～9月29日(金)、③⑥⑦ 8月1日(火)～9月8日(金)

※⑦のうち男子は年間を通じて受け付けています。

※平成19年3月卒業予定者の受け付けについては、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施します。

▼お問い合わせ／自衛隊兵庫地方連絡部 (http://www.hyo.go.jp/jda.go.jp ☎078133119896)、または自衛隊兵庫地方連絡部豊岡出張所(☎079612213978)

▼日程等／5日間コース(第1期)7月24日～28日、第2期7月31日～8月4日、10日間コース(7月21日～30日)、4日間コース(8月7日～11日)

夏休み水泳教室参加者募集

▼日程等／5日間コース(第1期)7月24日～28日、第2期7月31日～8月4日、10日間コース(7月21日～30日)、4日間コース(8月7日～11日)

日)、3日間コース(7月31日
〜8月2日)

※その他、入会特典もありま
す。詳しくはお問い合わせく
ださい。

▼お問い合わせ/ようか温水
プール(☎66215744)

お知らせ

ジャワ島中部地震 義援金にご協力を

兵庫県と県議会、地方4団
体が中心となり、民間団体の
協力を得て「ジャワ島中部地
震兵庫義援金募集委員会」
を設立し、被災者支援のため
の義援金を募っています。

▼義援金募集期間/8月31日
(木)まで

▼募集方法/次の口座への振
り込み、または市役所や各地
域局、市立公民館等に募金箱
を設置していますのでご協力
ください。

■郵便振替口座 00910
11113956

■口座名義/ジャワ島中部地
震兵庫義援金募集委員会

▼お問い合わせ/ジャワ島中
部地震兵庫義援金募集委員
会事務局(☎0781341

17711)

金婚夫婦を祝福 該当する方はお申し込みを

結婚50周年を迎えられる金
婚夫婦の方を養父市が祝福し
ます。祝福の場は9月に設け
る予定で、市長からの祝い状
を贈呈します。

▼対象/昭和32年中に結婚し、
市内に住んでいる同居の夫婦
▼申し込み/8月2日(水)ま
でに市役所福祉課または各地
域局に申し込んでください。

※申込用紙は、市役所福祉課
または各地域局市民課にあり
ます。
※申込者へは後日、詳細を連
絡します。

▼お問い合わせ/養父市役所
福祉部福祉課(☎662131
62)

妊婦後期健康診査の 助成制度について

養父市では、平成18年7月
1日より妊娠22週以降の妊婦
健康診査(妊娠後期健康診査)
について、次のとおり助成を
行っています。

▼助成額/1回分(上限15
,000円)

▼利用方法/①医療機関で妊
婦後期健康診査を受け、「養父
市妊婦後期健康診査受診確認
書」に記入してもらおう(領収
書も保管してください)。

②市役所に「養父市妊婦後期健康
診査受診確認書」、「養父市妊
婦後期健康診査費補助申請
書」、「領収書」、「母子手帳」
に必要事項を記入のうえ提出
③市で資格認定を行う。

※後日、助成金交付の可否を
連絡します。

▼お問い合わせ/養父市役所
市民生活部健康課(☎6621
3165)、またはやぶ保健セ
ンター、大屋・関宮地域局市
民課

「夏の交通事故防止運 動」が実施されます

7月15日(土)〜7月24日
(月)に夏の交通事故防止運動
が実施されます。

夏休みも始まり、子どもの
関係する交通事故、または暑
さや気の緩みなどによる交通
事故の多発が懸念されます。
思いやりのある交通行動で
交通事故を防止しましょう。

重点推進事項

- ①子どもと高齢者の交通安全
- ②シートベルト・チャイルド

シートの正しい着用の徹底
③無謀・暴走運転の追放

「サマージャンボ宝くじ」 県内で求めください

1等・前後賞合わせて3億
円。サマージャンボ宝くじが
発売されています。

この宝くじの収益金は、市
町村の明るく住みよいまちづ
くりに使われます。収益金は
県内の発売実績に応じて交付
されますので、ぜひ県内でお
買い求めください。

▼発売期間/8月1日(火)まで
▼抽選日/8月11日(金)

国民年金からのお知らせ

【年金相談を実施します】

年金を受け取るための手続
きや、保険料を納めていない
期間はどうなるのかといった
年金に関するあらゆる疑問や
質問に、社会保険事務所の職
員がお答えします。

基礎年金番号の分かるもの
(年金手帳・納付書等)を持っ
てお越しください。

▼とき/8月24日(木)午前10
時〜午後3時

▼ところ/養父公民館2階

▼相談員/兵庫社会保険事務
局豊岡事務所

【申請免除制度・若年者納付 猶予制度をご利用ください】

国民年金制度は、保険料を
納めていただくことが原則で
す。しかし、所得の減少や失
業等の経済的な理由で保険料
を納めることができないとき
は、「申請免除制度」や「若年者
納付猶予制度(学生を除く30
歳未満の方)」があります。

■免除後の保険料

種 類	保険料月額
全額免除 若年者納付猶予	0円
4分の3免除	3,470円
半額免除	6,930円
4分の1免除	10,400円

▼手続きに必要なもの/

- ①年金手帳
- ②印鑑(自署の場合は不要)
- ③失業などの場合は「雇用保
険受給資格者証の写し」等
- ④今年転入された方は前年の
所得状況を証明するもの

▼申請・お問い合わせ/養父
市役所市民生活部健康課(☎
66213165)、または各
地域局市民課